

64. 小作争議

小作争議としては枚方の事例が一般には知られているが、鳥飼にも争議があり、地主側も小作側も双方が疲弊し、その過程で土地は村外の者にわたるなど影響を残した。

◆鳥飼上にも争議

小作争議は、山田と枚方のなしづくりの事例が発祥地として知られているが、鳥飼上では大正末から昭和の初めに争議があった。昭和恐慌時代である。その結果は地主も小作も双方とも疲弊したという。争議ともなれば立場の違いから評価もことなろうが、鳥飼上、鳥飼中の T 氏（明治 45 年、1912）、M 氏（大正 4 年、1915）、H 氏（大正 10 年、1921）、K 氏（昭和 9 年、1934）の座談の中から要約して紹介する。

◆地主は 1 割

鳥飼には何代も続いた大きな地主はいない。浮沈の激しい淀川流域の特質であろうか。鳥飼上は約 120 戸、うち 10 軒ほどが地主で残りが自作兼小作、あるいは小作であった。

◆ニコクバ（二石場）

地主から土地を 1 反借りる時、3 つの等級があった。二石場は 1 反に 2 石＝5 俵のネング（年貢＝小作料）、一石八斗場は 4 俵半、一石六斗場は 4 俵となっていた。ところで収穫は 1 反 7 俵あればいいところ、ここで 5 俵取られると 2 俵しか残らない。そこで正月前に地主と小作は別々に集会して、総代つまり今の自治会長に仲介を頼みにいった。多くは 3 割ほどまけてくれというもの。3 割まけて 3 俵半、7 石の収穫ならこれで半々である。

◆社会主義者の煽動

総代の仲介もだんだん聞きいれられなくなって、規定通りの年貢を要求されるようになった。そんな折り、社会主義者の賀川豊彦と代議士の杉山元治郎がきて、賀川は小作は立ち上がれと煽動した。高槻の富田町の大川みつ造弁護士をたてて裁判となった。

◆小作争議から村八分に

裁判は昭和 9 年（1934）年に一応解決を見たと言われるが、現実には六人組と呼ばれた強硬派の地主と残り村民との間に亀裂を残し、村八分が続いた。戦争がひどくなると青年に召集がかかる。普通は茨木の駅まで「勝って一來るぞといさましくー」と歌って村中で賑やかに送ったものだが、地主の息子には村の見送りがなく寂しいものだった。

◆土地はよそ者へ

争議の過程で小作地は返上されて小作の人もメリヤス工場や内務省（建設省）の土方人夫に出た。地主も困り土地が他人に移ることもあり、農地改革の時にも影響を残した。

65. 摂津市域の朝鮮人たち

1910 年、朝鮮が植民地化されて以降、朝鮮の人々は摂津市域にも移住してきた。そのころの様子を鳥飼の座談会からまとめた。

◆河原の高みに

明治 43 年（1910）の「韓国併合」以降、朝鮮からきた人たちの姿が摂津市域でも見られるようになった。河川の土手の空き地の高みのところに、トタン葺き、むしろ壁といったバラックが立つ。そのうちに一族か知り合いの人々も集まってきて、ちいさな集落となった。鳥飼はカネカの西、鶴野は川の堤防の横、味舌下の辺りにもあった（鳥飼上）。

◆小作人となる

小作争議がはげしくなってくると、地主の中には朝鮮人を小作人とする人も出てきた。朝鮮の人は黙々とよく働いた。一津屋では農業機械を導入し、多くの朝鮮人の小作人を使って農業経営をする人もあった。

◆日雇い労働者

淀川流域には内務省（いまの建設省）の管轄する河川改修事業がいろいろあり、小作の人達の現金収入の道であった。そこへ安価な労働力として朝鮮の人たちが登場した。内務省もよく朝鮮人を使うようになった。農業でも土木工事でも小作人たちの働き場が朝鮮人によって脅かされるという事態がでてきた。こんな中で朝鮮人に対する悪感情が生まれてきた。貧しい者が貧しい者を憎むという、悲しい現実がそこにはあった。

◆鳥飼大橋の建設を支える

戦争もひどくなってきた昭和 18 年（1943）。鳥飼大橋の架橋工事がはじまり、この工事にも大量の朝鮮人が動員された（鳥飼上）。

◆工業労働者にも

昭和恐慌時代、鳥飼のメリヤス工業にも朝鮮労働者は増えていった。また摂津市域からはずれるが染物工場やビール瓶をつくるガラス工場にも朝鮮人労働者はみられた。